

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年6月7日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2200781号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第2300007号

## 第1 結論

平成2年\*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年\*月から平成3年3月まで  
② 平成10年4月から平成13年11月まで  
③ 平成14年10月から平成18年12月まで  
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで18回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料をきちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、同一の請求期間について、過去に18回の訂正請求を行っており、納付方法等については、一部主張を変えているものの、i) 請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年\*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成2年\*月及び平成19年1月から同年6月までの国民年金保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料が充当されていることが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付することはできない(コンビニエンススト

アでの納付は、平成16年2月開始) こと、iv) 請求期間は合計で\*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回の決定を不服として、19回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の国民年金保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200945号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300006号

## 第1 結論

昭和62年1月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年1月から同年11月まで

私が勤務していた会社を昭和62年1月に退職した後、私の父が、A市B出張所で、私の国民健康保険の加入手続を行ってくれた際、必ず国民年金にも加入しないとイケないと言われ、国民年金についても加入手続を行ってくれた。

私の父は、国民健康保険料とともに国民年金保険料をA市B出張所で納付してくれていたはずなので、調査の上、請求期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、昭和62年1月に会社を退職した後、父親がA市B出張所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していた旨主張しているが、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父親は亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

2 請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない。

また、請求者が初めて厚生年金保険の被保険者となった際(資格取得年月日:昭和59年4月1日)に請求者に対して払い出された厚生年金保険の記号番号「\*」は、平成9年1月1日に基礎年金番号として付番されているところ、当該基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得したのは令和3年6月19日(処理年月日:令和3年7月5日)であり、同年6月19日より前に国民年金に加入した記録はなく、請求期間は国民年金の未加入期間であり、当該期

間に係る納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

- 3 請求者は、請求期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、A市が昭和60年4月1日に交付した国民健康保険被保険者証を提出しているが、請求者の国民健康保険被保険者資格取得年月日は昭和57年3月18日、有効期限は昭和62年3月31日であり、請求者は、請求期間前から継続して国民健康保険の被保険者であったことが確認できることから、昭和62年1月に会社を退職した後に、父親が請求者に係る国民健康保険の加入手続とともに国民年金の加入手続も行ってくれたとする請求者の主張と符合しないほか、同被保険者証により、請求者の父親が、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったことを推認することはできない。
- 4 A市は、文書の保存年限経過により、請求期間に係る請求者の国民年金被保険者資格の届出及び国民年金保険料の納付の状況を確認できる資料はない旨回答している。  
そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200638号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300052号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年12月13日から昭和33年3月1日まで

私は、昭和31年12月13日からA社に勤務していたが、請求期間の加入記録がない。請求期間当時の給与を記録した資料を提出するので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された日記及び給与を記録した資料により、具体的な勤務期間及び雇用形態等の詳細は不明であるが、請求者は、請求期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和33年3月1日であることから、同社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本は確認できず、同社は昭和42年3月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主も既に亡くなっていることから、同社が請求期間において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたか確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる者のうち、連絡先が確認できた同僚4人に照会し、4人全員から回答を得たものの、請求者を記憶している者はいないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、上述の同僚の中にも請求期間に係る給与明細書を保有している者はいないことから、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。